

入会金及び会費徴収規程

一般社団法人静岡県測量設計業協会定款第7条の規定により、入会金及び会費徴収規程を次のように定める。

(入会金)

第1条 入会金は、次のとおりとする。

- (1) 正会員の入会金は600,000円とする。
- (2) 賛助会員の入会金は50,000円とする。

(会費)

第2条 正会員の会費は、月割会費と売上高による会費の合計額とする。

- (1) 月割会費は、月額8,000円とする。
 - (2) 売上割会費は、(総売上高-2千万円)×0.0007857+3万円とし、限度額を80万円とする。
- 2 賛助会員の会費は、年額50,000円とする。

(入会金及び会費の納入)

第3条 入会金は、理事会の承認により会員の資格を得たものは、直ちに納入しなければならない。

- 2 月割会費は、上期、下期に分け、上期分は6月末日までに、下期分は10月末日までにそれぞれ納入しなければならない。
- 3 売上割会費は、8月末日までに納入しなければならない。
- 4 新入会者の会費は、入会時以降の月数を納入しなければならない。

(入会金の免除)

第4条 特例民法法人会員から引き続き一般社団法人静岡県測量設計業協会会員になったものは、入会金を免除する。

(入会基準及び入会及び退会等の手続き)

第5条 新たに入会しようとするものの入会基準及び入会及び退会等の手続きについては、別に定める。

附則

この規程は、一般社団法人設立の日(平成24年4月1日)から施行し、平成24年度から適用する。

平成24年度事業計画

[基本方針]

当協会は、想定される東海地震・東南海地震に備えるために、地域防災に関する技術の習得に取り組むとともに、コンプライアンスの徹底、品質の確保等関係法令を遵守する。

また、企業の自主的な経済活動を促進するとともに、業界の健全な発展と社会的地位の向上を目指して、全測連及び中部地区協議会等と連携を密にして次の事業を行う。

[重点目標]

1. 公益的事業の推進と情報提供
2. 広報活動の充実
3. 防災対応力の強化と防災活動の推進
4. 経営と情報技術の調査研究
5. 企業倫理の確立

[委員会事業]

1. 総務委員会

- (1) 総会及び予算に関すること
- (2) 入会・退会に関すること
- (3) 一般社団法人移行後の対応
- (4) 関連団体との連携
- (5) 他の委員会に属さない業務

2. 広報・経営改善委員会

- (1) 「測量の日」の関連行事の推進及び啓蒙
- (2) 会員名簿、機関誌の発行及び測量業(協会)の啓蒙
- (3) 測量系CPD及び建設系CPDの再評価、活用方法、PR
- (4) 経営改善に関する研修会、講習会
- (5) 社長研修会、経営者及び幹部社員研修会

3. 企画委員会

- (1) 委託業務の入札制度の調査研究(入札制度の改善要望)
- (2) 測量設計業務の総合評価方式の調査研究
- (3) 国、県、市町等に対する要望及び意見交換会の開催

- (4) 測量士資格制度の調査研究
- (5) 今後の測量設計業の展望に関する調査研究

4. 技術委員会

- (1) 地域防災に関する測量・設計技術の研修会、講習会
- (2) 静岡県 CALS/EC 推進協議会の委員
- (3) 道路台帳の整備及び地籍調査事業の推進
- (4) 国、県等の研修会への講師派遣
- (5) 地理空間情報産学官中部地区連携協議会の委員

5. 調査委員会

- (1) 積算基準の改善及び歩掛改善要望（主に災害関連）
- (2) 測量法による測量計画機関の事前手続き・歩掛調査研究
- (3) 「土木積算 S・E」に係る講習会及び試験の実施
- (4) 新土木設計積算システムの利用促進

6. 災害対策委員会

- (1) 災害協定の締結（市町）並びに協定内容の周知徹底
- (2) 災害時における応援体制（災害対策本部の設置及び運営）
- (3) 災害復旧事業に係る技術講習会
- (4) BCP（事業継続計画）の導入

7. 倫理委員会

- (1) 独占禁止法遵守に関する啓蒙
- (2) 独占禁止法遵守リーダー育成研修会
- (3) 倫理綱領の遵守の啓蒙

8. 積算システム運営委員会

- (1) 「土木積算 S・E」の資格認定等